

賃金アップ環境整備応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、賃金アップ環境整備応援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、長期化する物価高騰等で労働者の生活不安が増す中、一定の賃金アップを目指すために県内中小企業事業者が行う、生産性向上や業務改善等の前向きな取組を促進し、地域経済の底上げと労働者の生活の安定、事業者にとっては雇用維持・定着や人手・人材不足解消を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)「中小企業事業者」とは次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。なお、次の各号に掲げる業種は、日本標準産業分類（第13回改定（平成26年4月1日施行））に基づくものとする。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次号からエまでに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2)「賃金」とは、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）第2条第3号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最賃法第4条第3項、第4項及び最賃法施行規則第2条の規定を適用する。

(3)「事業場内最低賃金」とは、事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいう。なお、最賃法第7条の最低賃金の減額特例許可を受けた者については、対象から除くことができる。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第2欄第1項に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を実施する同表の第1欄の補助対象事業者が、当該事業場における労働者の事業場内最低賃金を、令和5年2月17日までに同表第3欄の引上げ額を満たすよう引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合に、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄第2項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、3分の2を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、令和4年12月28日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、規則第5条第3項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 宣誓書(様式第3号)

(2) 補助事業に係る経費の積算根拠となる資料

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請にあたり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額に係る変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

(3) 本補助事業の中止又は廃止

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日または令和5年3月3日のいずれか早い日までの間に行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 賃金引上げを証する書面(賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し)

(2) 事業場内最低賃金を規定した就業規則等の写し

(3) 導入した設備投資等に関する書類(納品書、写真等)

(4) 経費の支出に関する書類(請求書、領収書、費用の振込みが確認できるもの等)

(5) 口座振替依頼書

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行する。

1 補助事業対象者	2 補助対象事業	3 引上げ額	4 引上げ労働者数(※)	5 補助上限額
県内に事業場を設置している中小企業事業者で、 (1)～(2)の全てを満たす者 (1) 事業場内最低賃金が 885 円以上 1,000 円以下である者 (2) 事業場規模 100 人以下である者	(1) 補助対象事業 令和 5 年 2 月 17 日までに実施する生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資を行う事業 (2) 補助対象経費 謝金、旅費、使用料賃借料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング費、委託費	50 円以上	1 人	650 千円
			2 人	800 千円
			3 人	950 千円
			4 人	1,100 千円
			5 人	1,250 千円
			6 人	1,400 千円
			7 人	1,550 千円
			8 人	1,700 千円
			9 人	1,850 千円
			10 人以上	2,000 千円
		100 円以上	1 人	1,200 千円
			2 人	1,400 千円
			3 人	1,600 千円
			4 人	1,800 千円
			5 人	2,000 千円
			6 人	2,200 千円
			7 人	2,400 千円
			8 人	2,600 千円
			9 人	2,800 千円
			10 人以上	3,000 千円

※事業場内最低賃金を引き上げた労働者の引上げ後の賃金額を下回る労働者の賃金額について、第 3 欄の引上げ額を満たすよう引き上げる場合は、第 4 欄に規定する引上げ労働者数に含めるものとする